



あたごふれあい人権文化センターだより

2022年4月1日発行

発行：あたごふれあい人権文化センター
住所：〒682-0846
鳥取県倉吉市鴨河内1818-2
電話：0858-28-5440 (FAX兼)
E-Mail：atago@ncn-k.net

あたごふれあい人権文化センターだより
「こころゆたかに」に関するご意見・ご要望を
お寄せください。

お気軽に あたごふれあい人権文化センターへ

あたごふれあい人権文化センターは、福祉の向上や人権啓発の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして人権尊重の町づくりをめざし事業を行っています。

今年度も地域の方とのつながりを大切に、様々な事業を行っていきたくと考えています。

皆さんの身近なセンターとして利用いただけるよう、職員一同で取り組んでいきます。

皆さまのご参加・ご支援・ご協力をいただくとともに、お気軽にあたごふれあい人権文化センターへお越し下さい。



◆主なセンター事業◆

《啓発事業》 部落問題をはじめ様々な人権課題について、センターだよりの発行や視察研修会、人権問題講演会などを行っています。

《交流事業》 就学前から高齢者まで、様々な年代層を対象に交流会や学習会、サロンを行っています。「あたごふれあいサロン」は地域の交流を図ることを目的に、毎月1回行っています。

《相談事業》 人権問題、生活に関わる様々な問題（就労・教育など）に対して相談を受けます。ささいなことでも遠慮なくお越し下さい。悩まず、まず相談してみてください。

差別落書きは重大な人権侵害です！

※差別発言に遭遇した場合や差別落書きを発見した場合は、人権政策課または最寄りの人権文化センターへご相談ください。

人権政策課 Tel0858 - 22 - 8130

あたごふれあい人権文化センター Tel0858 - 28 - 5440



若年層の性暴力被害予防月間(4月1日から30日)

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。10代から20代の若年層を狙った性犯罪・性暴力は、その未熟さに付け込んだ許しがたい重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

政府は、令和2年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」

(令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定)を取りまとめ、令和3年4月から、若年層の性被害に関する問題を広報啓発するのに適した毎年入学・進学時期である4月を、「若年層の性暴力被害予防月間」として実施しています。

同月間では、AV出演強要、JKビジネス、深刻化しているレイプドラッグの問題、酩酊状態に乗じた性的行為の問題、SNS利用に起因する性被害、セクシュアルハラスメント、痴漢等、若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や性暴力被害に関する相談先の周知、周りからの声掛けの必要性などの啓発を行うほか、若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことの啓発を行っています。

特に4月は進学・就職等に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期であることから、期間中、地方公共団体、関係団体等との連携・協力の下、若年層に対する性犯罪・性暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、若年層の人権尊重のための意識啓発活動や教育の充実を図るなど各種取組を集中的に実施するものです。

また、令和4年4月1日から民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引下げとなります。これにより、18歳になると一人で有効な契約をすることが可能となり、未成年者取り消しができなくなるため、AV出演強要及びJKビジネス問題等、若年層の性暴力被害の深刻化が懸念されることです。

10代・20代に対する性暴力の手口が巧妙になっています。「被害にあっているかも。」と思ったら、ひとりで悩まずご相談ください。



<職員の異動について>

4月1日から次のとおりの職員体制になります。よろしくお願ひします。

- 所長 大羽 千鶴(やまびこ人権文化センターより異動)
- 指導員 前田 恵美
- 指導員 東本 静美(新規採用)

【退職】松本 美恵子(所長) 石尾 瀬名(事務員)

お世話になりました関係各位に心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。

